

FC Barconegro Jr.ユース規約

【第1章】総則

第1条【名称】

この団体の名称は、FC Barconegro（エフシー バルコネグロ（以下「本クラブ」という。）とする。

第2条【所在地】

本クラブの事務所は、代表の指定する場所に置く。

第3条【目的】

本クラブは、サッカーを愛する子供達、指導者及び保護者が集まり、サッカー技術の向上を図る。

また、スポーツを通じて子供達の心身の健全育成を図ること、社会的貢献を目的とする。

第4条【活動】

本クラブは、前条の目的を達成する為に次の活動を行なう。

- 1 練習、交流試合への参加、公式試合への出場
- 2 レクリエーション活動
- 3 他団体との交歓交流活動
- 4 その他本クラブの目的達成の為に必要な活動

【第2章】組織

第5条【構成】

本クラブは、選手、指導者、運営から成立する。

第6条【選手資格】

本クラブの選手は、原則中学生とする。

ただし、運営、指導者が認めた場合はその限りではない。オーバーエイジは所属できない。

第7条【入団】

本クラブへの入団は、新規加入申込書にて行なう。

入団にあたり、4回程度（2週間～1ヶ月）の体験入団を認める。

第8条【有効期限】

加入登録有効期限は、事務局が新規加入申込書の提出を受けた翌日から退団届を提出し、承認された月の末日までとなる。

第9条【退団】

退団は、保護者が事務局に2ヶ月前に申し出のうえ、退団届を提出し運営委員会で承認を得る。

第10条【団の登録】

本クラブは、第7条及び第8条に定めるところにより入団・継続手続きを行なった選手及び指導者を必要に応じ、下記上位団体に登録を行う。

なお、登録に要する費用はクラブの負担とする。

- 1 日本サッカー協会、兵庫県サッカー協会、尼崎市サッカー協会

【第3章】指導者

第11条【任務】

指導者は、目的をもった練習・指導を運営と協力のもと計画的に行う。

- 1 U15（トップチーム）、U14、U13でチームを編成し指導する。
- 2 U15（トップチーム）、U14、U13それぞれに指導者（監督、コーチ）を設けて取り組む。

第12条【構成】

指導者は、代表の定めた者、OBで構成する。

各部コーチ（ヘッドコーチ）：若干名

監督：代表

第13条【チーム編成】

チーム編成の基本的な考えは次の通りである。

- 1 U15（トップチーム）は、クラブの中の最強チームであり、3年生を中心に基本的に学年は問わない。
- 2 U14は、次期のことを考慮し、下の学年を上げる場合がある。
- 3 U13は、1年生でのチームを作る。
- 4 メンバーは、スタッフ会議を開催し決定する。

【第4章】運営

第14条【任務】

運営は、クラブの事務および広報や活動に関わる雑務を処理する。

- 1 指導者と協議して（スタッフ会議）活動計画および予算計画を行う。
- 2 クラブの活動における予算の執行管理を行う。
- 3 上位団体との連絡調整を行う。
- 3 練習試合などの連絡や参加の可否について指導者と協力して行う。
- 4 指導者・保護者の取次役となり、子ども達によりよい環境を与えられるように努力する。

第15条【構成】

代表が選出する。

【第5章】会計

第16条【会計】

- 1 本クラブの会計は、部費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 2 部費は、運営において承認された予算に基づき支出する。
- 3 クラブ運営における活動費については運営に一任する。

第17条【部費の納入】

選手は次の額の部費を定められた期日に納入する。

- 1 入会金 10,000円

2 年会費 10,000円（年度毎）

3 部費 月6,000円

但し、同一年度に兄弟で所属する場合、2人目以降、1名につき以下の部費とする。

部費 月5,000円

毎月末までに翌月分

2シーズン分以上まとめて前納する場合は2割引する。ただし、1シーズン目の途中入団を除きシーズン単位で計算する。

（例）4月入団の場合。6,000円/月×24ヶ月+20,000円（年会費2年分）の2割引=131,200円

（例2）9月入団の場合。6,000円/月×19ヶ月+20,000円（年会費2年分）の2割引=107,200円

なお、退団者に対しては原則として納入された部費を返還しない。

また、公式戦および準公式戦による遠征費、ウェア等の購入などは別途納めるものとする。

第18条【途中入団者の取り扱い】

途中入団者の部費は次のとおり徴収とする。

1 入会金 10,000円

2 年会費 10,000円

3 部費 6,000円

第19条【交通費・遠征費等】

部費以外に徴収の必要が生じた場合は、参加者負担（原則全員参加とするが、怪我等で参加できない場合は特例とする）、選手で均等割の原則を基に運営において決定し、徴収する。

【第6章】雑則

第20条【事故の責任】

選手および監督、指導者は一般的なスポーツ傷害保険に加入する。

本クラブの活動において、選手、監督、指導者に不慮の事故が発生した場合は、スポーツ傷害保険にて対応するものとし、当該保険で対応できない場合については一切の責任を負わない。

第21条【慶弔】

本団に以下のとおり慶弔規定を設ける。

1 本クラブOBが上位年代において全国大会に出場する場合

2 本クラブOB及び選手が日本代表等に選出された場合

3 本クラブの親族に冠婚葬祭がある場合

4 その他必要と認める場合

なお、細部については、運営、当該保護者が協議し、その都度決定する。

第22条【その他】

この規約に定めのない事項については、運営において協議し、決定する。

第23条【スタッフ会議】

スタッフ会議は、指導者・運営で構成され、練習内容や各種大会出場及びメンバー決定などの協議を行

う。

第24条【改正】

本規約は、スタッフ会議をもって、改正することができる。

第25条【設立年月日】

本クラブの設立年月日は2026年4月1日とする。

附則 本規約は、2026年4月1日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表 大橋 真秀